



DXによる“稼ぐ力の鍛え方” 及び関係予算について

関東経済産業局 地域経済部

デジタル経済課

目次

1. デジタル技術を活用するメリットとは？
2. 中小企業のデジタル化に関する現状と改善方針
3. 高付加価値化の実現に向けたチェックリスト
4. 支援機関のご案内
5. 経済産業省の令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算
(地域・中小企業のデジタル化支援関係)

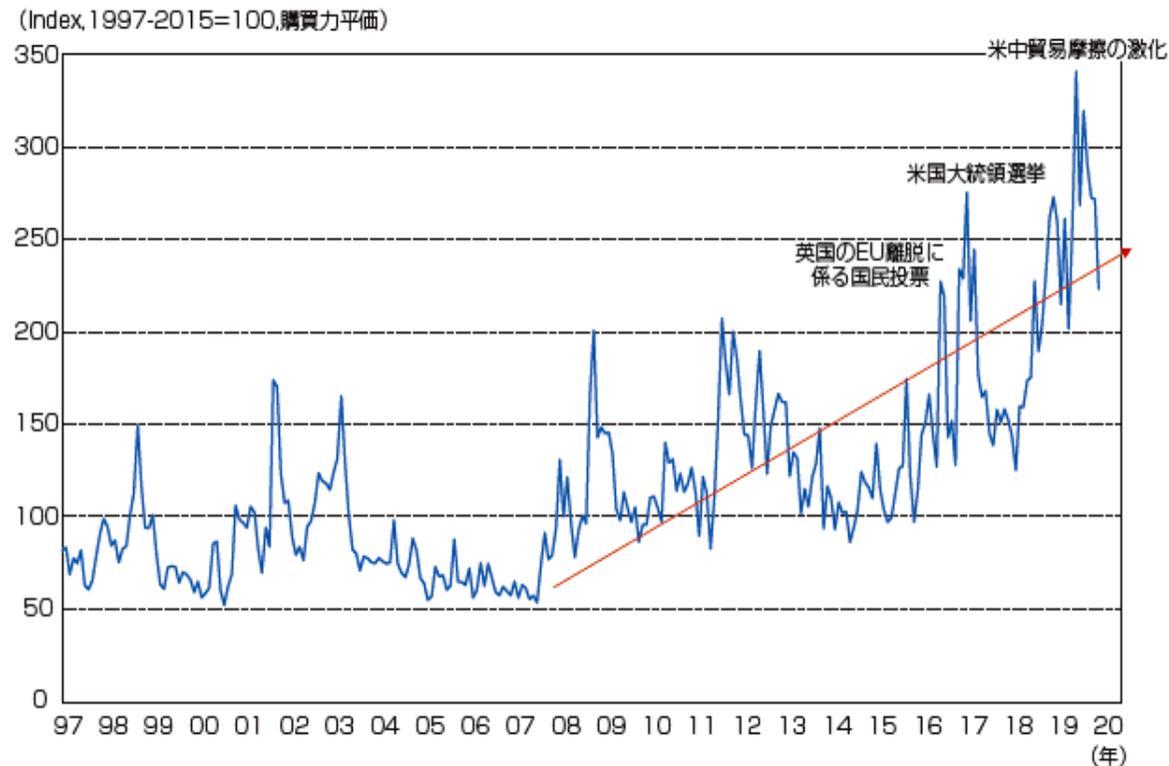


1. デジタル技術を活用するメリットとは？

なぜ今デジタル技術の活用が注目されているのか（背景）

- これまでは、「海外の〇〇といった状況を踏まえ」という指標（確実性）があったが、今はこの状況がめまぐるしく変化しており、次にどんなことが起こるのか予想がしづらくなっている（＝不確実性が高まっている）
- リーマンショック以降不確実性は徐々に高まっており、近年の例をみても、コロナ、米中問題、自然災害など、様々な外的要因により我々は変化を求められている

◆不確実性の高まりについて



世界の政策不確実性指数（1997.1－2020.1）

備考：日本、米国、英国、中国など20カ国の指数を購買力平価レートでドル換算したGDPウェイトにより加重平均して算出
資料：http://www.policyuncertainty.com/global_monthly.html

この不確実性の高い時代を勝ち抜くために必要なこと

- こういった不確実性の高まりという状況を受け、昨年から着目されているのが「企業変革力（ダイナミック・ケイパビリティ）」という考え方
- これは、**外生的ショックに柔軟かつ迅速に対応する「しなやかな経済・社会システム」**ということを表した言葉で、事業やサプライチェーンなどの分散化の話題が代表的な例だが、**環境変化への順応スピードとニーズを捉えた事業展開が必要**という考え方

感知（センシング）：脅威や危機を感知する能力

捕捉（シー징）：機会を捉え、既存の資産・知識・技術を再構成して競争力を獲得する能力

変容（トランスフォーミング）：競争力を持続的なものにするために、組織全体を刷新し、変容する能力



デジタル技術活用することで、いずれにも対応することが可能

オーディナリー・ケイパビリティとダイナミック・ケイパビリティの相違点

	オーディナリー・ケイパビリティ	ダイナミック・ケイパビリティ
目的	技能的効率性	顧客ニーズとの一致 技術的機会やビジネス機会との一致
獲得方法	買う、あるいは構築（学習）する	構築（学習）する
構成要素	オペレーション、管理、ガバナンス	感知、捕捉、変容
ルーティン	ベスト・プラクティス	企業固有の文化・遺産
経営上の重点	コストコントロール	企業家的な資産の再構成とリーダーシップ
優先事項	「ものごとを正しく行う」	「正しいことを行う」
模倣可能性	比較的模倣できる	模倣できない
結果	効率性	イノベーション



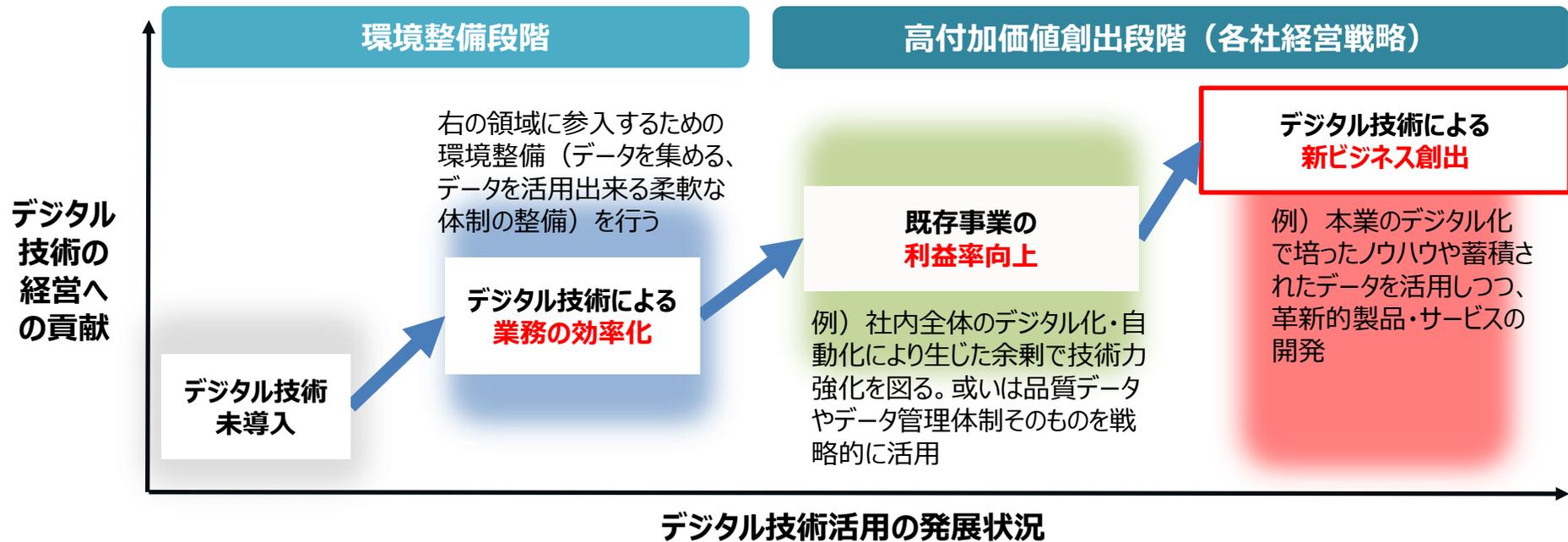
人材への要求事項が高度化している
 ⇒デジタルで対応できる場所は、積極的に投資・活用していかなければ、達成できない
 ⇒対処療法的な効果を求めるのではなく、3年後、5年後を見据えた会社づくりが**今必要**（3年後にスタートしようとしていると、その間に次の変化がやってくる、Nextコロナで会社はどうなるのか？）

※ものづくり白書2020(D・J・ティース『ダイナミック・ケイパビリティの企業理論』(中央経済社、2019年)図表5-1を一部改変。)

デジタル技術を活用するメリット

- 中小製造業においては、IoT・AI・ロボット等の**デジタル技術を上手に導入・活用し、効率化から高付加価値化創出へとその取り組みを発展させることが**、今後ビジネス環境が大きく変革していく中では、ビジネス競争力を維持・拡大していく際の重要な手段になり得る。

<IT/IoT等活用の発展状況と経営の貢献>



具体的効果

- 人手不足対応
- 適切な在庫管理
- 外的環境変化対応
- 適切な原価管理
- 社内コストの最適化
- 社員の意識改革
- 人事評価の最適化
- ミスの抑制
- 社内体制の最適化
- 生産計画の最適化
- 労働者の負荷軽減

- 付加価値の高い製品を受注
- 新たな業界への販路の開拓
- 自社の魅力を明確化することで、**他社と差別化**できる

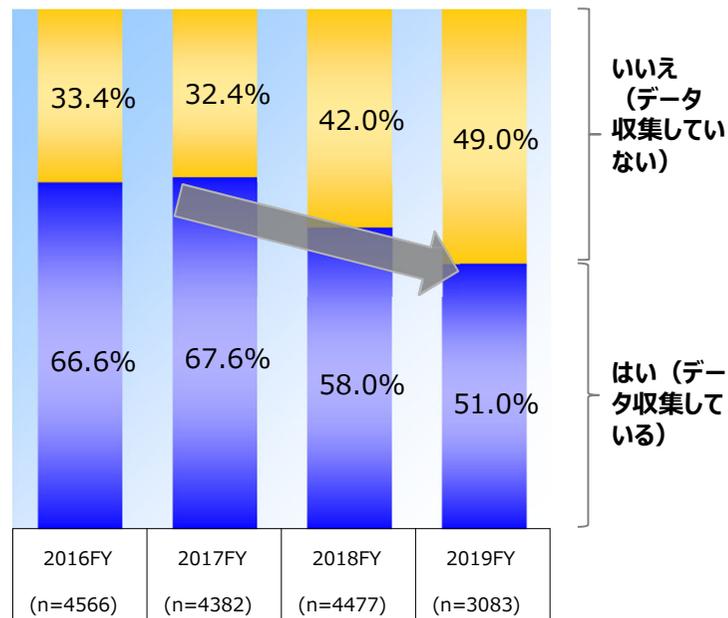
- これまでの事業領域以外の事業を創出（新規ビジネス）
- 社会・地域・産業課題を解決できるゲームチェンジャーへと成長（DX、ADX）

2. 中小企業のデジタル化に関する現状と改善方針 (製造業を中心に)

日本の製造業で、デジタル化・データ活用が進んでいない

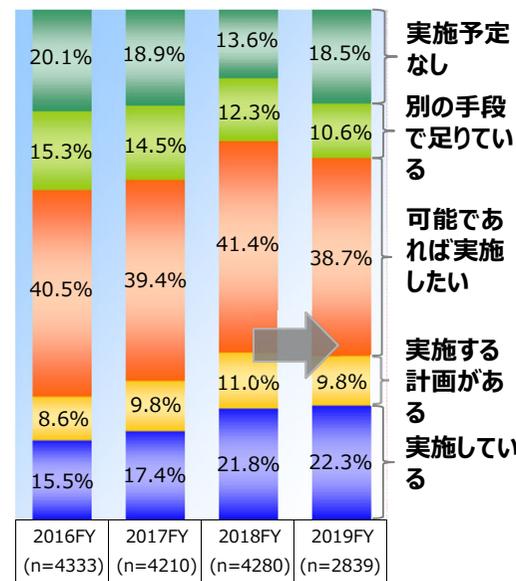
- 製造工程のデータ収集に取り組んでいる企業の割合は5割程度。
- さらに、得られたデータを実際に活用している企業の割合は2割前後にとどまる。

製造工程のデータ収集に取り組んでいる企業の割合

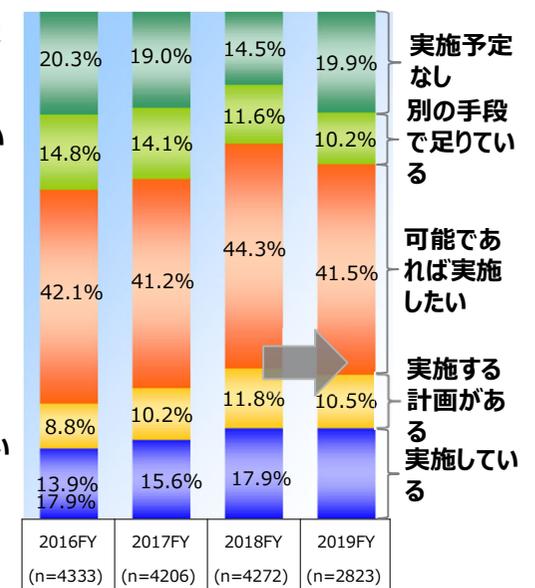


得られたデータを基に製造工程の改善等に取り組んでいる企業の割合

【個別工程の機械の稼働状態について「見える化」を行い、改善等に取り組む】



【ラインもしくは製造工程全般の機械の稼働状況について「見える化」を行い、改善等に取り組む】



(出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査」(2019年12月)

※産業構造審議会資料 抜粋(令和2年6月)

◆投資が進まないケース

① データの使い方が分からない（＝経営ビジョンが不明確もしくは未設定）



② 部分的なデジタル投資に対するROIで判断してしまう（コスト削減が達成できるか？人手不足が解消されるのか？）



③ それほど大きな効果は無いことが分かり、結果、デジタルへの投資はする価値が無いのではという結論になる

◆投資が成果に結びつかないケース

① デジタルを導入することで何か変わるのではないか（DXの誤った認識）



② 生産管理ソフトやロボット等、ツールの導入



③ 過剰スペックや、周辺機器との互換性の不整合、業務フローと不整合など導入したタイミングにおける周辺環境とのミスマッチ



④ 投資が成果に結びつかない

◆デジタル化に向けて経営者が最も重視しなければならないこと、それは・・・

- デジタル投資の真の価値は、**付加価値の向上**と考える。したがって、コスト削減や人員削減といった限界値のある方向性への過剰検討（投資）を避ける必要がある
- 付加価値向上に向けては、まずは「社内の体制を見直す」、「課題を整理する」、「顧客にとって自社の価値、求められていることとは？」といった**経営視点による環境整備を行うことから始める**ことが重要（≒組織作り）
- こういった検討から始めることによって、この会社に必要なツールは何か、こういったデジタル投資をしていけば良いかビジョンが明確になる！

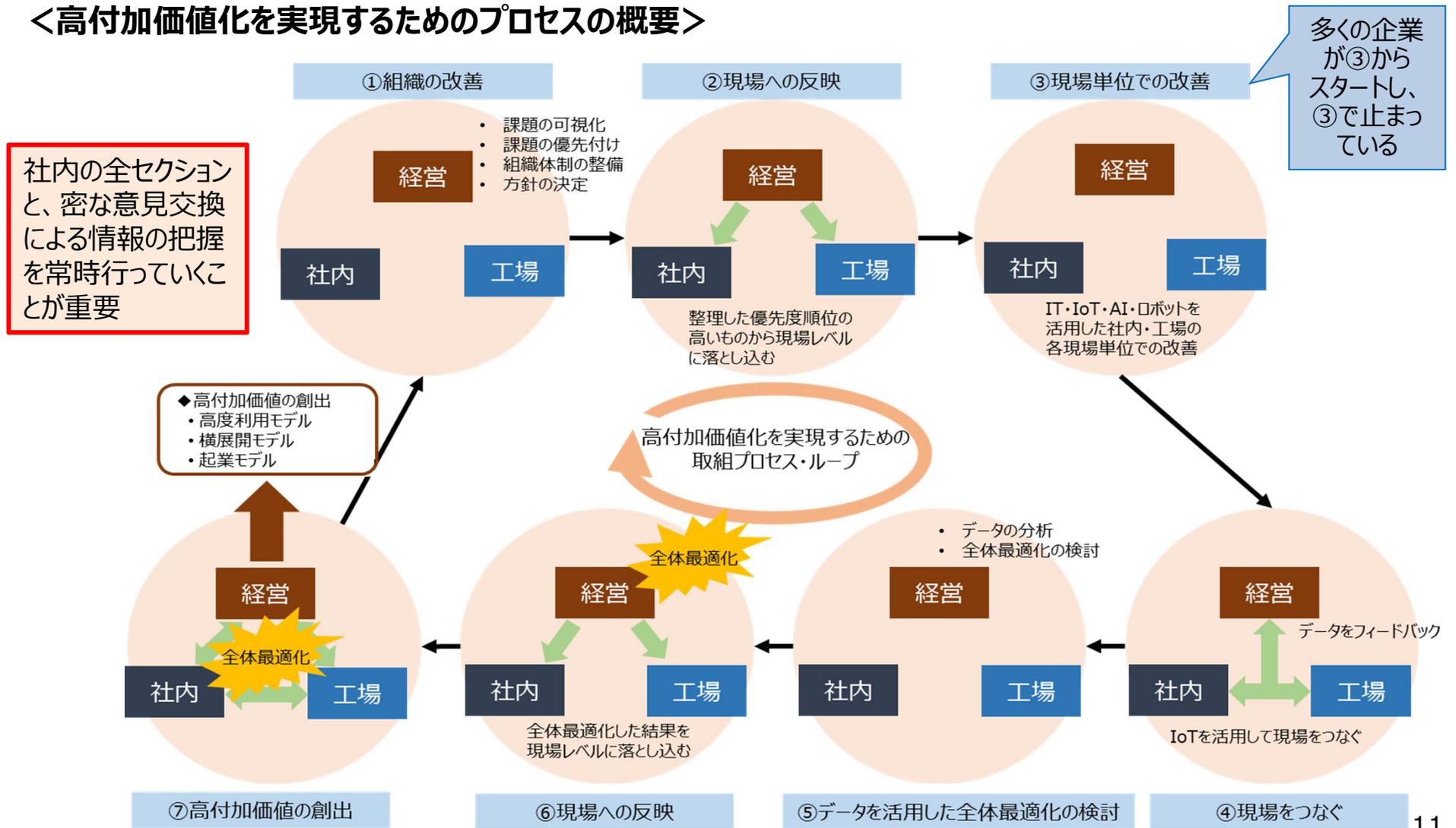
経営視点での検討事項

- ✓ 自社の強み・弱みを把握しているか
- ✓ 顧客ニーズや市場動向を把握しているか
- ✓ 解決すべき自社の課題を抽出・整理しているか
- ✓ データやデジタル技術の活用を志向しているか
- ✓ データやデジタル技術でどのような価値を創出したいか、ビジョンをもっているか
- ✓ ビジネスモデルや業務プロセス等をどのように変革するか、戦略とロードマップがあるか
- ✓ ビジョンの実現に向けて必要となる組織整備・人材確保・予算獲得等を実践しているか
- ✓ ビジョンの実現に向けた具体的な実行計画を作り、実践しているか
- ✓ 経営者が持続的に取組をリードしているか

高付加価値化を実現するためのプロセス

- 「高付加価値化」を実現するためにデジタル技術活用を推し進めるには、社内や生産現場の個別作業レベルから検討するのではなく、**全社的・経営的な視点から自社の課題整理等を行うことが不可欠。**

＜高付加価値化を実現するためのプロセスの概要＞





3. 高付加価値化の実現に向けたチェックリスト

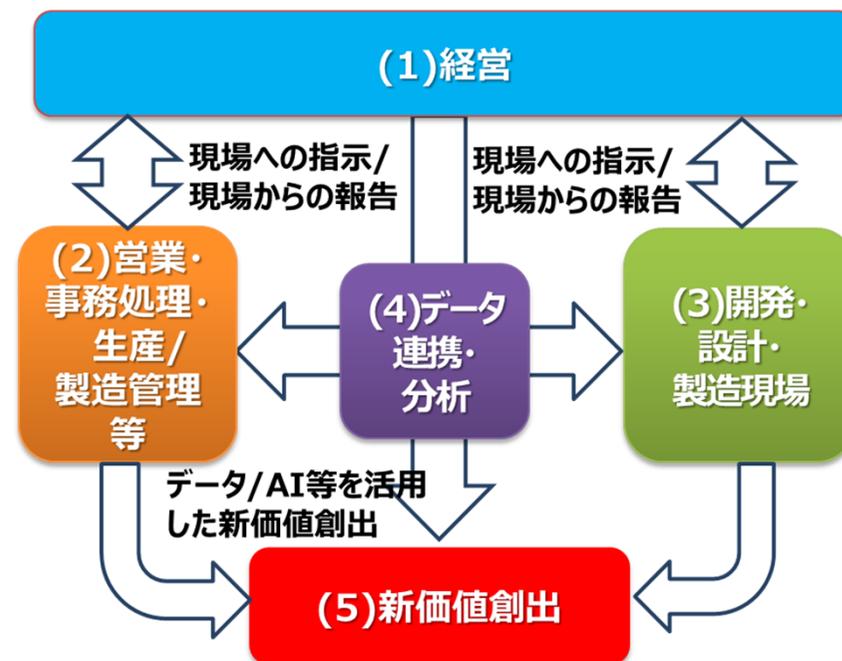
高付加価値化の実現に向けたチェックリスト

- デジタル技術を活用した高付加価値化の取り組み等に関心を有する企業が、現状の自社の実態を整理しながら、着実に高付加価値化の取り組み等を推進するためのガイドラインとして、チェックリストを作成した。
- このチェックリストは、現状の自社の実態を整理するために役立つではなく、地域のデジタル化相談窓口へ相談し、適切な助言等の各種支援策を獲得する際にも役立つもの。
- さらに、チェックリストと並行して、具体的なデジタル技術の活用イメージを知るために「稼ぐ力」事例集2020に掲載されている高付加価値化事例を参照することで、高付加価値化の取り組みに向けた具体的なアクションにつなげられる。

<チェックリストの概要>

目的	デジタル技術を活用する企業の現状の実態を整理するもの
活用（例）	<ul style="list-style-type: none"> ● 何から手をつけたら良いか分からない企業 ⇒自社の状況を見える化し、課題の優先順位付けを行う ● 実施したい取り組みのイメージを持っており、それを具現化するIT等事業者を紹介して欲しい企業 ⇒具体的な取り組みを行う前に一度立ち止まり、その取り組みイメージが自社の最優先課題に対応したものなのか確認する
活用方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. (1)経営、(2)営業・事務処理・生産／製造管理等、(3)開発・設計・製造現場、(4)データ連携・分析、(5)新価値創出の順番に自社の実態を整理する。 2. 「高付加価値化を実現するためのプロセス」を踏まえつつ、自社の取り組みがそのプロセスに沿ったものになっているか確認する。 3. 上記、整理及び確認結果を基に、地域のデジタル化相談窓口へ相談することや、デジタル技術を活用した高付加価値事例集を参考に、具体的な自社の取り組みの進め方を検討する。

<チェックリストの全体像>



- チェックリスト実施後に、高付加価値化を実現するためのプロセスを参照することで、高付加価値化の取組みに向けた具体的なアクションにつなげられる。
- その参考例として、チェックリストの実施結果にもとづいた高付加価値化の取組みに向けた、自社の立ち位置の把握、及び今後実施すべき取組みの方向性について示しており、各社でデジタル活用に取り組む際の参考になる。

<チェック項目>

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| (1) 経営 | 自社の強み・弱み把握/顧客ニーズの把握/自社の課題の把握 等 |
| (2) 営業・事務処理・生産/製造管理等 | 営業・顧客管理/生産管理/製造管理 等 |
| (3) 開発・設計・製造現場 | 開発・設計/段取・加工作業/現場の可視化/検査 等 |
| (4) データ連携・分析 | 管理部門と製造部門のデータ分析 等 |
| (5) 新価値創出 | 新価値創出の方向性/手段 等 |



<各社でデジタル化を検討する際の参考例>

① 全般的にチェックが少ない場合

- ✓ 高付加価値化の取組みに向けて、**その第一歩を進めていくべき状況にある。**
- ✓ そのため、第一歩として、自社の強み・弱みの把握、顧客ニーズや市場動向の把握、解決すべき自社の課題整理、データやデジタル技術でどのような価値を創出すべきかを示すビジョンの策定等、「①組織の改善」に関する取組みを実施することが必要である。

② (2) および (3) と比べて (1) のチェックが少ない場合

- ✓ 「①組織の改善」において、**ビジョンや戦略とロードマップ等の検討が不十分のまま、具体的なデジタル化の取組みが先行している状況である**。今後、個別に「③現場単位での改善」を進めても、高付加価値化の取組みが全体最適にならない恐れもある。
- ✓ そこで、今一度、「①組織の改善」の取組みに立ち返り、検討を実施し、その後、既存の「③現場単位での改善」の取組みを見直すことが必要となる。

③ (1) ~ (3) は比較的チェックがあるが、(4) のチェックがつかない場合

- ✓ 自社のビジョンや戦略とロードマップ等の検討を踏まえ、**具体的なデジタル化の取組みを実施している**。
- ✓ 今後、「④現場をつなぐ」にチャレンジし、高付加価値化の取組みを全体最適化の視点から実施することが求められる。
- ✓ なお、全体最適化の視点が曖昧になった場合には、あらためて「①組織の改善」に立ち返り、ビジョンや戦略とロードマップ等を見直すことも必要となる。

デジタル活用で効率化、高収益化を実現！

＜事例集&チェックリストへはこちらから＞

関東経済産業局のHP

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/iot_robot/kaseguchikara_jirei.html

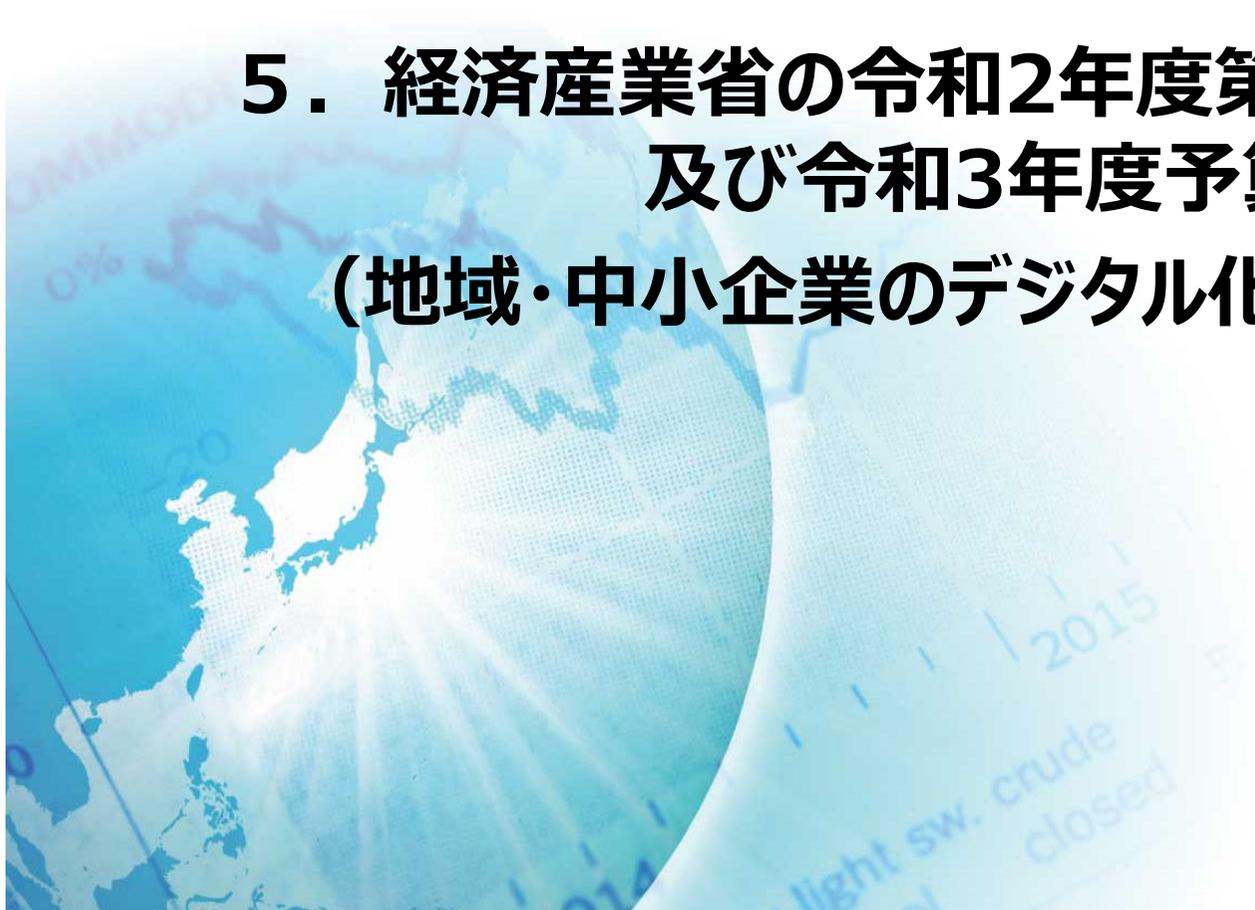




4. 支援機関のご案内

【ご参考】栃木県内のデジタル導入支援者一覧

支援プレイヤー	支援内容	連絡窓口
栃木県 I o T 推進ラボ	I T / A I / I o T / ロボット等 導入	栃木県 産業政策課 次世代産 業創造室 028-623-3203
ITコーディネーター（株式会社IT 経営センターとちぎ）	IT導入、経営戦略支援	ITCとちぎ 0287-60-5260
栃木県よろず支援拠点	I T 導入	出張相談所・サテライト相談所 （県内 1 5ヶ所）
関東経済産業局（高付加価値 化専門家メンバー）	DX戦略、I T / A I / I o T / ロボット等導入	地域経済部デジタル経済課 048-600-0284



5. 経済産業省の令和2年度第3次補正予算 及び令和3年度予算 (地域・中小企業のデジタル化支援関係)

政府のデジタル化の方針（経済財政運営と改革の基本方針2020より）

「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

中小企業等が活用可能な主な予算

予算の区分	目的・内容	名称	金額
令和2年度 第3次補正予 算	事業転換によりコロナ 禍から V字回復を目指す	中小企業等事業再構築促進事 業	1兆1,485億 円
	新しいビジネスモデルへ の転換を支援	中小企業生産性革命推進事業 の特別枠の改編	2,300億円
令和3年度 当初予算	共通システムの導入な ど	ものづくり・商業・サービス高度連 携促進事業	10.4億円
	研究開発・施策開発	戦略的基盤技術高度化・連携 支援事業	109.0億円

中小企業等事業再構築促進事業

令和2年度第3次補正予算額 1兆1,485億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。
- そのため、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。
- また、事業再構築を通じて中小企業等が事業規模を拡大し中堅企業に成長することや、海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことが特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。
- 本事業では、中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって取り組む事業再構築を支援します。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等） ※本事業では電子申請のみを受け付けます。



事業イメージ

補助対象要件

- ① 申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
- ② 自社の強みや経営資源（ヒト/モノ等）を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った**事業計画**を認定支援機関等と策定した中小企業等。

補助金額・補助率

	補助金額	補助率
中小企業(通常株)	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業(卒業株)※1	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業(通常株)	100万円以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)
中堅企業(グローバルV字回復株)※2	8,000万円超～1億円以下	1/2

※1. **中小企業(卒業株)**：400社限定。

計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別株。

※2. **中堅企業(グローバルV字回復株)**：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別株。

①直前6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、

15%以上減少している中堅企業。

②事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率**5.0%以上増加**を達成すること。

③グローバル展開を果たす事業であること。

事業再構築のイメージ

- 小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクサービス事業に業態を転換。
- ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。
- 航空機部品を製造している事業者が、コロナの影響で需要が激減したため、当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

事業目的、申請概要

- ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。
- コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。

主要申請要件

1. 売上が減っている

- 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

2. 事業再構築に取り組む

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

3. 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する 認定経営革新等支援機関：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する（7ページもご参照ください）。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう。

予算額・補助額・補助率

中小企業				中堅企業			
中小企業基本法と同様の定義				中小企業の範囲に入らない会社のうち 資本金10億円未満の会社			
製造業その他：資本金3億円以下又は従業員数300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員数100人以下 小売業：資本金5千万円以下の会社又は従業員数50人以下 サービス業：資本金5千万円以下の会社又は従業員数100人以下							
通常枠		卒業枠		通常枠		グローバルV字回復枠	
補助額	100万円～ 6,000万円	補助額	6,000万円 超～1億円	補助額	100万円～ 8,000万円	補助額	8,000万円 超～1億円
補助率	2/3	補助率	2/3	補助率	1/2 ※400万 円超は1/3	補助率	1/2

卒業枠とは

400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

グローバルV字回復枠とは

100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成を見込む事業計画を策定すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

通常枠の加点と緊急事態宣言特別枠

- 緊急事態宣言により深刻な影響を受け、早期の事業再構築が必要な中小企業等については、「通常枠」で加点措置を行います。
- 更に、これらの事業者向けに「緊急事態宣言特別枠」を設け、補助率を引き上げます。「特別枠」で不採択となったとしても、加点の上、通常枠で再審査いたします。

対象となる事業者

通常枠の申請要件（P.2参照）を満たし、かつ、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、

令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している事業者

【注】要件に合致すれば、地域や業種は問いません。

通常枠の加点措置

審査において、一定の加点措置を行います。

緊急事態宣言特別枠

補助率を引き上げた特別枠を設けます。

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

【注】「緊急事態宣言特別枠」には、採択件数に限りがあります。ただし、不採択となった場合も、通常枠で再審査しますので、特別枠へ応募された方は、その他の方に比べて採択率が高くなる可能性が高いです。

補助対象経費

- 本補助金は、基本的に設備投資を支援するものです。設備費のほか、建物の建設費、建物改修費、撤去費、システム購入費も補助対象です。
- 新しい事業の開始に必要な研修費、広告宣伝費・販売促進費も補助対象です。

補助対象経費の例

【主要経費】

- 建物費（建物の建築・改修に要する経費）、建物撤去費、設備費、システム購入費

【関連経費】

- 外注費（製品開発に要する加工、設計等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）
- 研修費（教育訓練費等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- リース費、クラウドサービス費、専門家経費

【注】「関連経費」には上限が設けられる予定です。

補助対象外の経費の例

- 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- 不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費
- 販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

事業計画の策定

- 補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要です。
- 事業計画は、認定経営革新等支援機関と相談しつつ策定してください。認定経営革新等支援機関には、事業実施段階でのアドバイスやフォローアップも期待されています。

事業計画に含めるべきポイントの例

- 現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性
- 事業再構築の具体的内容（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）
- 事業再構築の市場の状況、自社の優位性、価格設定、課題やリスクとその解決法
- 実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画（付加価値増加を含む）



具体的な審査項目は公募要領に掲載予定です。事業化に向けた計画の妥当性、再構築の必要性、地域経済への貢献、イノベーションの促進などが審査項目となる可能性があります。

認定経営革新等支援機関とは

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

- 認定経営革新等支援機関とは、中小企業を支援できる機関として、経済産業大臣が認定した機関です。
- 全国で3万以上の金融機関、支援団体、税理士、中小企業診断士等が認定を受けています。
- 中小企業庁のホームページで、認定経営革新等支援機関を検索することが可能です。

一時金・事業再構築補助金に関する詳細事項



専用アイコンを設けております。
こちらから御確認ください。

経済産業省HPから詳細情報を御確認ください。URL <https://www.meti.go.jp/>



中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

令和2年度第3次補正予算額 2,300億円

中小企業庁 技術・経営革新課
 中小企業庁 小規模企業振興課
 商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
 03-3501-2036
 03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させる必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
 - 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
 - サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- ※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
 （補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3）
 対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
 （補助上限：100万円、補助率：3/4）
 小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援します。
 (※)
 ※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策を支援

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
 （補助額：30万～450万円(※)、補助率：2/3）
 ※テレワーク対応類型は補助上限150万円
 複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーク用のクラウド対応したITツールを導入する取組を支援します。

【取組事例】 ものづくり補助金

取組例 1

金属製品製造業

資本金6,000万円

- ・これまで外注していた航空機用部品の塗装工程が、コロナの影響を受けて計画通りの生産が困難となった。
- ・このため、自ら塗装設備と技術を導入し、塗装の内製化を図ることによって一貫生産体制を構築する。

取組例 2

食料品製造業

資本金1,000万円

- ・全国宅配用の家庭向け冷凍野菜供給に対応するため、チャック機能付き包装設備を導入。
- ・包装能力を拡充するとともに少量・小分け・訴求力の高い商品を開発にも取り組み、新たな供給体制を構築する。

取組例 3

機械器具製造業

資本金2,000万円

- ・無人操作が可能な大型建造機械の需要が拡大。
- ・国内メーカーの世界戦略に合わせ、大型マシニングセンタを導入し、社内の加工ノウハウを活かして大型部品の量産体制を新たに構築する。

取組例 4

建設業

資本金2,000万円

- ・顧客ニーズである「早く、精度良く、安全に」を実現するために、ICTを搭載したグレーダー（整地用建設機械）を導入する。
- ・ICTを搭載することで、測量・施工作業の精度・生産性の向上が図れるほか、災害発生時の初動対応を強化する。

取組例 5

医療業

個人事業主

- ・コロナにより、使用する治療品のサプライチェーンが甚大な被害を受けた。
- ・本事業でCAD/CAMシステムを導入し、デジタル化とIoTの活用によって治療サービス全体の生産性向上を図る。

取組例 6

技術サービス業

資本金1,300万円

- ・今回のコロナ危機など不測の事態に備え、プラント等の保守検査を誰にでも対応できるようにする必要がある。
- ・次世代エネルギー等に用いる新素材等での非破壊検査で、簡単に早く検査をできるサービスを確立する。

新型コロナウイルス対応の「低感染リスク型ビジネス枠」 (一般型のみ)

「低感染リスク型ビジネス枠」のメリット

01

補助率が
1 / 2 → 2 / 3

低感染リスク型ビジネス
枠で不採択になっても
通常枠で優先的に採択

02

広告宣伝・販売促進費
を補助対象に

「低感染リスク型ビジネス枠」の申請要件

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた投資をすること

物理的な対人接触を減じることに資
する革新的な製品・サービスの開発

例：AI・IoT等の技術を活用した遠隔操
作や自動制御等の機能を有する製品開発（部
品開発を含む）、オンラインビジネスへの転
換等

物理的な対人接触を減じる製品・
システムを導入した生産プロセ
ス・サービス提供方法の改善

例：ロボットシステムの導入によるプロセス
改善、複数の店舗や施設に遠隔でサービスを
提供するオペレーションセンターの構築等

ポストコロナに対応するビジネスモ
デルの抜本的な転換に係る設備・シ
ステム投資

キャッシュレス端末や自動精算機、空調設
備、検温機器など、ビジネスモデルの転換
に対して大きな寄与が見込まれない機器の
購入は、原則として、補助対象経費になり
ません。

中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

令和2年度第3次補正予算額 2,300億円

中小企業庁 技術・経営革新課
 中小企業庁 小規模企業振興課
 商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
 03-3501-2036
 03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させる必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
 - 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
 - サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- ※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3）
 対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助上限：100万円、補助率：3/4）
 小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援します。
 (※)
 ※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策を支援

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

（補助額：30万～450万円(※)、補助率：2/3）
 ※テレワーク対応類型は補助上限150万円
 複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーク用のクラウド対応したITツールを導入する取組を支援します。

・IT導入補助金

中小企業等が業務効率化やDXに向けて行うITツールの導入を支援する補助金

○補助対象事業者：中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、小売卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

○補助対象ツール：補助金事務局の審査を受け、事務局に登録されているITツール（ソフトウェア、サービス等）

※相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料（1年間分）等を含む

※ハードウェアの導入にかかる費用は原則対象外だが、「特別枠」類型ではハードウェアのレンタル費用が補助対象

■ IT導入補助金2021特設サイト <https://www.it-hojo.jp/2021/>

<フロー>

①ITベンダー等が事務局に事業者情報及びITツールを登録

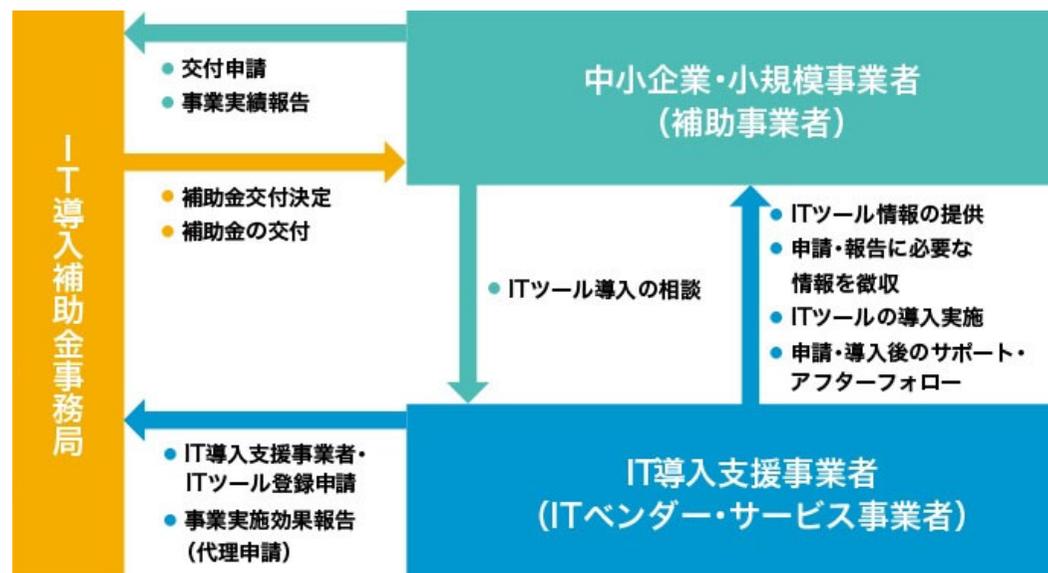
②ツール導入を希望する中小企業等とITベンダー等がパートナーシップを組んで補助金申請

※ITツールとは、中小企業等の労働生産性向上に資する以下のものを指す

①ソフトウェア（業務プロセス）

②ソフトウェア（オプション）

③役務（付帯サービス・導入サポート）



<類型>

【通常枠】令和元年度補正

バックオフィス業務の効率化等付加価値向上に繋がるITツール導入を支援(補助率1/2)

①A類型：1つ以上の業務プロセスを有するソフトウェアの導入(補助額30万円以上150万円未満)

②B類型：4つ以上の業務プロセスを有するソフトウェアの導入(補助額150万円以上450万円以下)

【特別枠】令和2年度補正

コロナ対応のためテレワーク環境の整備等を支援

➡ 令和2年度3次補正において次頁のとおり見直し

・IT導入補助金

IT導入補助金2021（仮称）【令和2年度3次補正】

新型コロナウイルス感染症が事業環境に影響を及ぼす中、**事業の非対面化・非接触型への転換に資する複数のプロセスに対応したツールの導入等**の前向きな投資を支援するため、既存の【通常枠】に加え、【特別枠】を【C類型：低感染リスク型ビジネス類型】と【D類型：テレワーク対応類型】に見直し。

【補助対象経費】ソフトウェア費、導入関連費、**ハードウェアレンタル費**（※通常枠では対象外）

【C類型：低感染リスク型ビジネス類型】 補助額30万円～450万円 補助率2/3

(1)非対面化に資するITツールであり、以下の①～⑦のうち2種類以上を含んでいること

①顧客対応・販売支援、②決済・債権債務・資金回収管理、③調達・供給・在庫・物流、④会計・財務・経営、⑤総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス、⑥業種固有プロセス、⑦汎用・自動化・分析ツール（業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が認められるもの）

(2)上記①～⑦の異なる業務プロセス間での情報共有や連携を行うことで生産性の向上に寄与するもの

【D類型：テレワーク対応類型】 補助額30万円～150万円 補助率2/3

(1)C類型(1)と同じ（上記①～⑦のうち2種類以上含むこと）

(2)テレワーク環境の構築に資するクラウド対応ツールであること

補助金活用事例

- 事例①：オフィス以外の場所からでも、いつでも安全に業務情報や顧客情報にアクセスできる環境を作りたい
→**グループウェアを導入**。社外から安全に業務情報にアクセスでき、作業環境の自由化と業務の非対面化に貢献
- 事例②：来店者の減少により対面販売の売上げが減少している、今後を見据えて海外にも販路を見出したい
→**越境ECサイトを構築＋コンサルサーサービスを利用**。SNSを通じた情報発信も行い、販路拡大と事業の非対面化を実現
- 事例③：売上情報が在庫とリンクしておらず、定期的な在庫管理のために職員が多数同時に出勤する状況を改善したい
→**POS・販売管理システムを導入**。売上げが共有されることにより在庫管理が容易に。多数同時出勤の必要性も改善

【参考】IT導入補助金活用事例集：<https://www.it-hojo.jp/applicant/casestudies.html>

「IT導入補助金」の概要

- 中小企業が業務効率化やDXに向けて行うITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援する補助金（導入サポート費用も対象）。

1. 補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

2. 補助対象ツール

事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料（1年間分）等を含む。

※ハードウェアの導入にかかる費用は原則対象外だが、新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるための前向きな投資を行う事業者向けに、R2補正より「特別枠」を創設し、「特別枠」内において特例的にハードウェアのレンタル費用が補助対象。

3. 補助額、補助率等

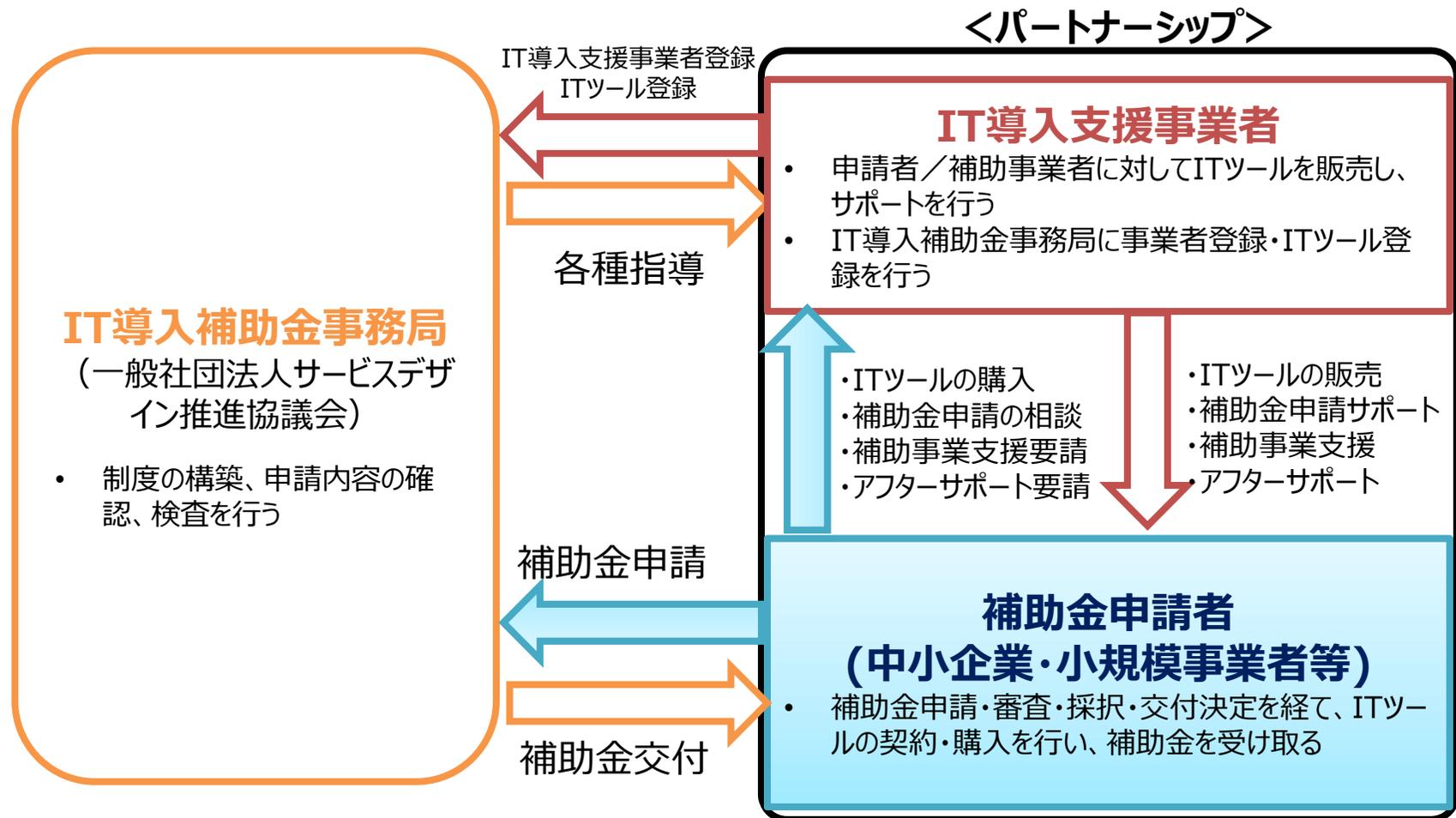
通常枠(A類型)	通常枠(B類型)	旧特別枠(C類型)	新特別枠(C・D類型)
上限額:150万円未満 下限額:30万円以上 補助率:2分の1	上限額:450万円 下限額:150万円以上 補助率:2分の1	上限額:450万円 下限額:30万円以上 補助率:最大4分の3	上限額:C類型:450万円 D類型:150万円 下限額:30万円以上 補助率:3分の2

※既に公募が終了した
IT導入補助金2020の類型

※これから公募を開始する
IT導入補助金2021の類型

補助スキーム

補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、**IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請**することが必要。



「通常枠（A類型・B類型）」に加え、コロナ対策「新特別枠（C・D類型）」を創設

- IT導入補助金2021では、通常枠（A類型、B類型）に加えて、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するために、補助率を引き上げた「低感染リスク型ビジネス枠（新特別枠）」を創設（令和2年度3次補正予算）。

- **新特別枠C類型、D類型で申請するツールは非対面化に資するITツールであり、以下の①～⑦のうち2種類以上を含んでいる必要がある。さらにそれぞれの類型ごとに以下の要件を満たす必要がある。**

①顧客対応・販売支援、②決済・債権債務・資金回収管理、③調達・供給・在庫・物流、④会計・財務・経営、⑤総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス、⑥業種固有プロセス、⑦汎用・自動化・分析ツール（業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が認められるもの）

【特別枠（C類型：低感染リスク型ビジネス類型）の申請要件】

- ・異なる業務プロセス間（上記①～⑦）での情報共有や連携を行うことで補助事業者の労働生産性の向上に寄与するもの

【特別枠（D類型：テレワーク対応類型）の申請要件】

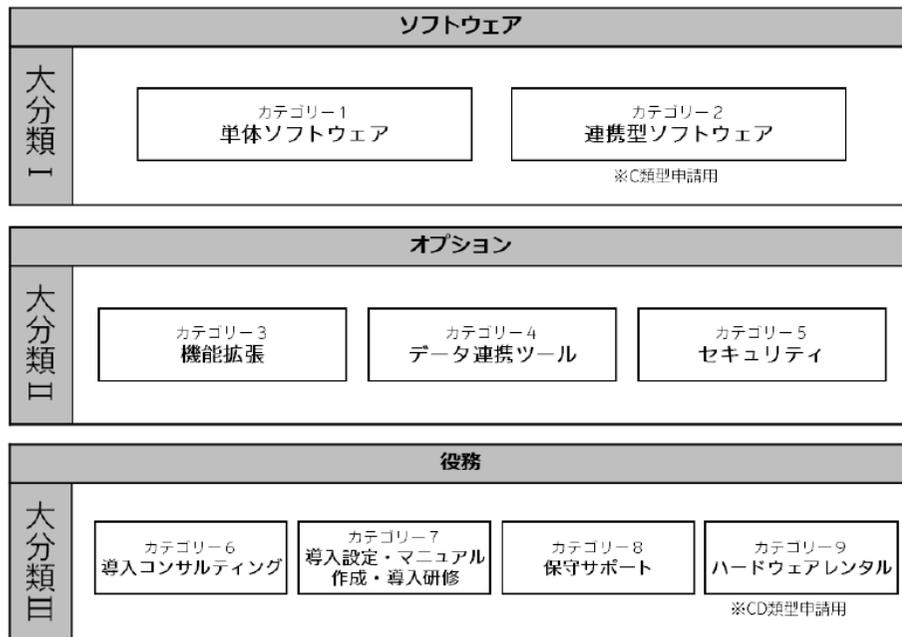
- ・テレワーク環境の構築に資するクラウド対応ツールであること

※「新特別枠（C類型・D類型）」においては、上記の要件に該当するITツール（ソフトウェア）の導入に併せて、ハードウェア（PC、タブレット等）を導入する場合、当該ハードウェアのレンタル費用が補助の対象となる。

類型	通常枠（A、B類型）		新特別枠（C、D類型）	
	A類型	B類型	C類型	D類型
補助額	30万円～150万円	150万円～450万円	30万円～450万円	30万円～150万円
補助率	1 / 2	1 / 2	2 / 3	

プロセス要件についてのイメージ

- IT導入補助金2021では、類型ごとにプロセスに関して以下の要件が設けられている。
 - ・A類型においては、P-01～P-06で1以上。（P-07は単独での申請は不可。）
 - ・B類型においては、P-01～P-07で4以上。
 - ・C類型においては、連携型ソフトウェアとして登録されているものかつ、P-01～P07で2以上
 - ・D類型においては、P-01～P-07で2以上。



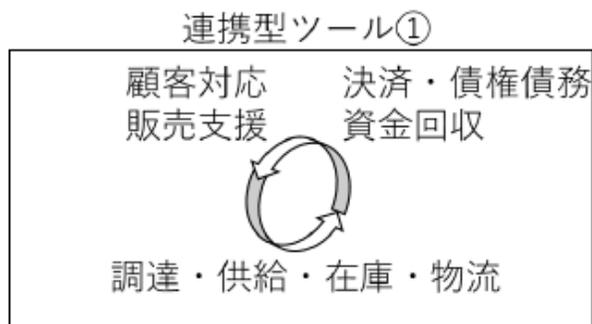
	種別	Pコード	プロセス名
業務プロセス	共通プロセス	共P-01	顧客対応・販売支援
		共P-02	決済・債権債務・資金回収管理
		共P-03	調達・供給・在庫・物流
		共P-04	会計・財務・経営
		共P-05	総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス
汎用プロセス	業種特化型プロセス	各業種P-06	業種固有プロセス
		汎P-07	汎用・自動化・分析ツール (業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が認められるもの)

※「業務プロセス」とは、ソフトウェアが発揮する機能により生産性が向上するプロセスのことを指す。

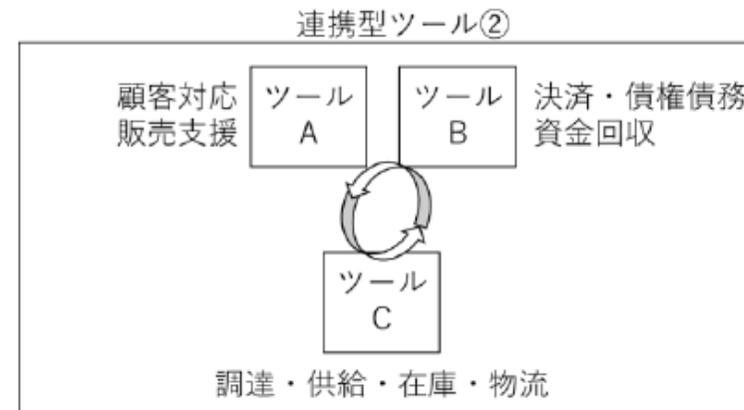
C 類型（低感染リスク型ビジネス類型）のイメージ

- 業務の非対面化を前提とし、異なる業務プロセス間での情報共有や連携を行うことで補助事業者の労働生産性の向上に寄与するもの。
- 「連携型ソフトウェア」として事務局に登録された I T ツールを選択。

(例1) 単一ツールにより
複数プロセス間の連携を可能とするもの



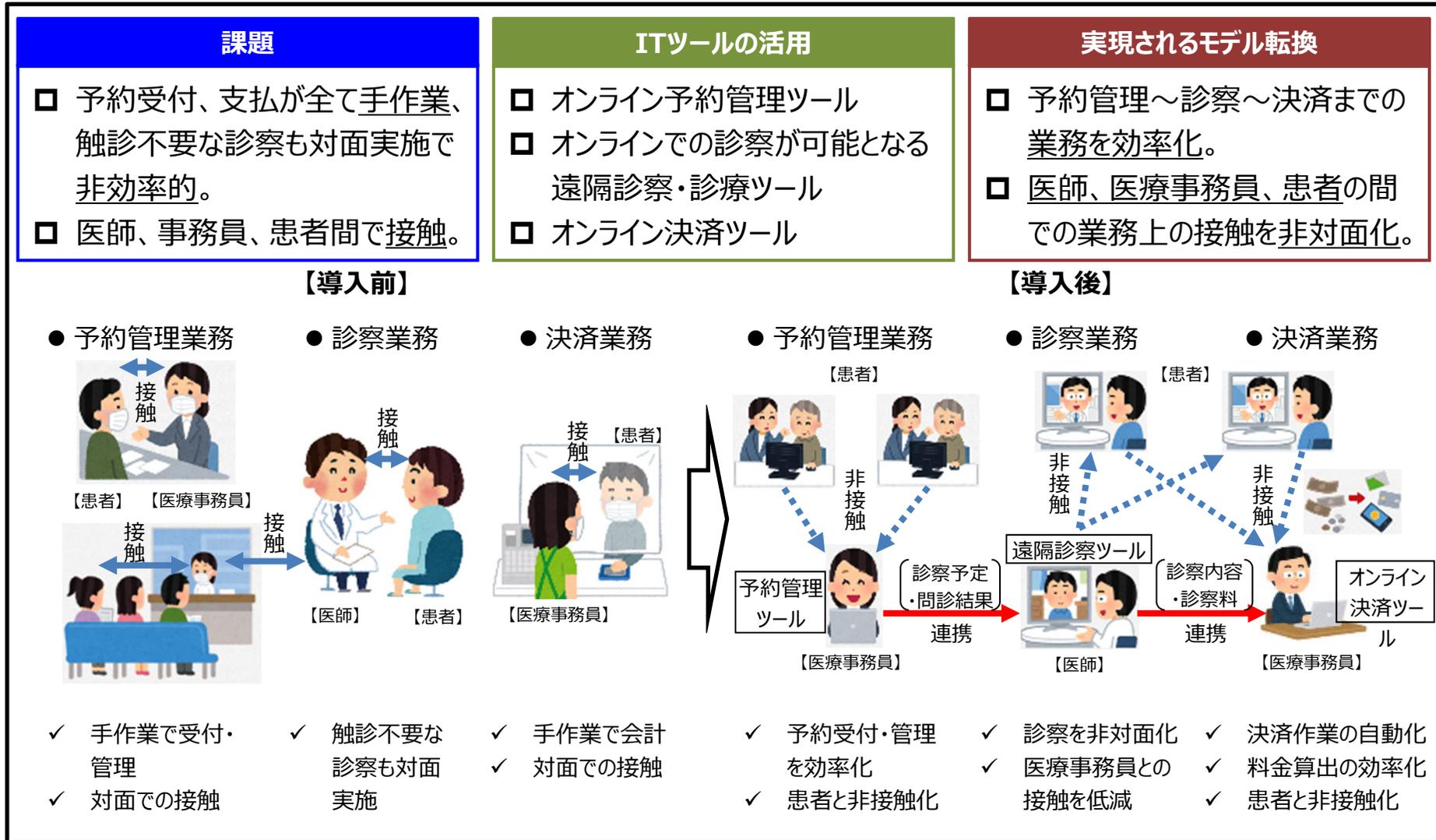
(例2) 複数ツールで構成され
複数プロセス間の連携を可能とするもの



連携した複数のITツールによる業務のDX化の事例

【医療業】

- 医師、医療事務員、患者の間での業務上の接触を非対面化・低減。



新特別枠（C・D類型）の特例措置・注意点

・補助率が2/3 ※補助額はC類型は30万円～450万円、D類型は30万円～150万円

（ただし、導入するITツールは非対面化に資する必要がある。）

・ハードウェアのレンタル費が補助対象（通常枠では対象外）

（ただし、ハードウェアのレンタルのみの導入では申請不可。リース契約・購入費用は対象外。）

・2021年1月8日の緊急事態宣言が発令された日付以降に契約を行ったものについても、その後申請や採択等を適切に行われた場合、補助金の対象とする（遡及適用）

（ベンダー、ツールの登録、中小企業の採択等が事後的に行われる必要があるのはIT導入補助金2021と同様）

補助対象経費	ソフトウェア費、導入関連費、 ハードウェアレンタル費
補助率	2/3
補助上限額・下限額	C類型（30万円～450万円）、D類型（30万円～150万円）
公募期間	申請開始：4月公募開始予定
事業実施期間 (事業実績報告期間)	交付決定後～6カ月程度（詳細日時は別途指定あり）
事業実施効果報告期間	原則、2022年度から3年間。各年度1回ずつの簡単な報告（計3回） ※一部の事業者については、4年目の効果報告を求める

IT導入補助金公募2021のスケジュールについて

令和3年

1月

2月

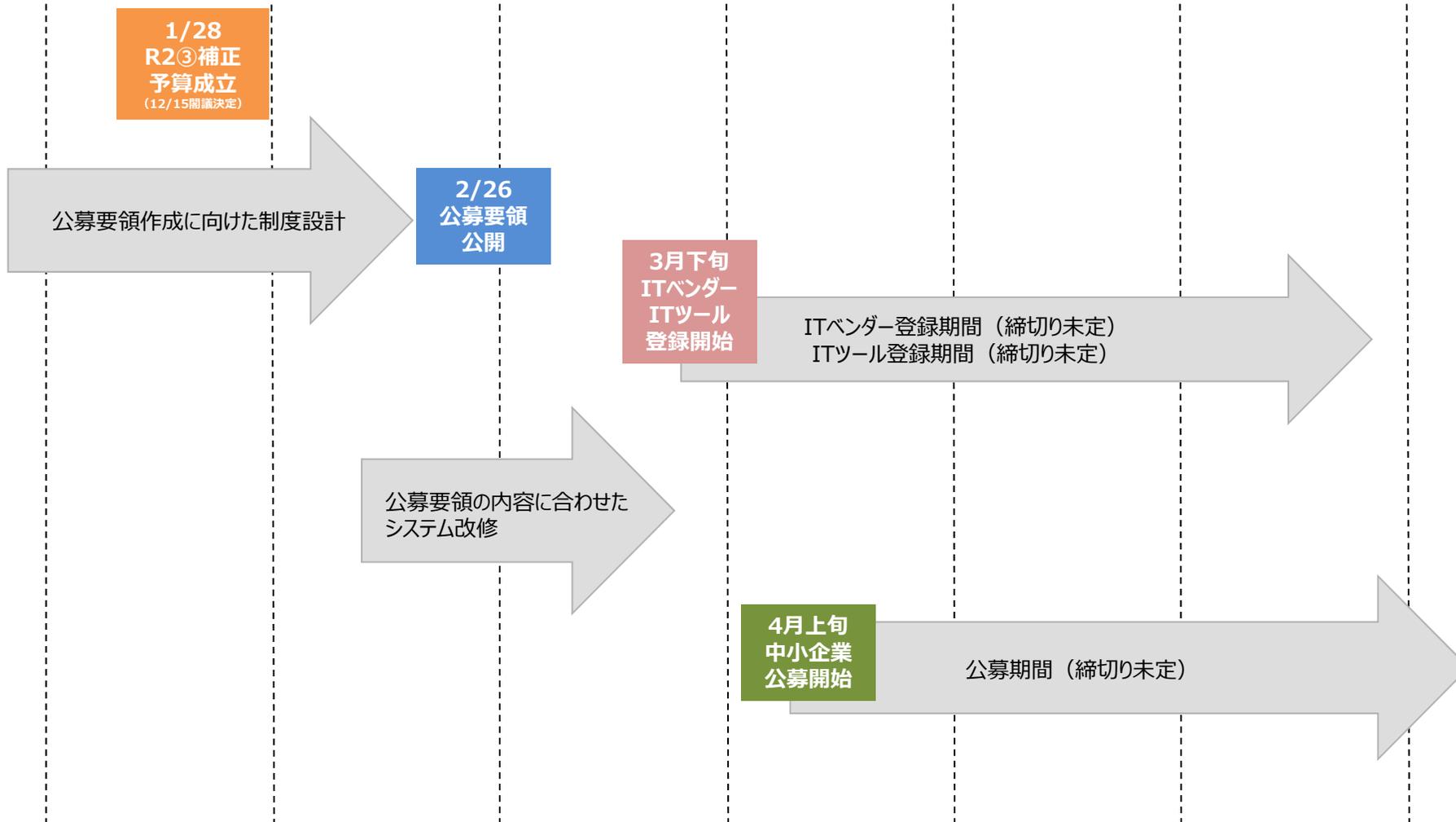
3月

4月

5月

6月

7月



(参考) 補助の対象となる中小企業・小規模事業者等

業種分類	要件
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種(上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑪商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑫中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

令和3年度予算額 **10.4億円（10.1億円）**

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等が行う、革新的なサービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する、いわゆる「ものづくり補助金」において、複数の事業者が連携する取組を支援します。
- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組※を日本経済の足腰を支える中小企業等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
※ 人、モノ、技術、組織等がデータを介してつながることにより新たな価値創出を図る取組。
- また、地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して事業を行う中小企業等による設備投資等を支援します。
- 加えて、幹事企業等が主導し、中小企業のデジタル化を加速すべく、前向きな投資を行う中小企業等を束ねて共通システムを面的に導入し、生産性向上を推進する取組を支援します。
- 積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者や、より多くの事業者が参画する連携体を構成してプロジェクトに取り組む事業者を優先的に支援します。

成果目標

- 事業終了後3年で以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 企業間連携型

(補助上限額：2,000万円/者、補助率 中小 1/2以内 小規模 2/3以内)

複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト又は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを最大2年間支援します。(連携体は5者まで。)

<想定される取組例（イメージ）>

- ・地域の同業他者で顧客情報や在庫情報等を共有するシステムを構築し、経営資源をシェアリング
- ・地域経済牽引事業計画の承認を受けた食品加工事業者とワイナリー事業者が、特殊食品加工機を導入し、連携して地域特産のぶどうを活用した新商品開発に取組み、観光客誘致及び地域の観光産業を活性化。

(2) サプライチェーン効率化型

(補助上限額：1,000万円/者、補助率 中小1/2以内 小規模 2/3以内)

幹事企業等（大企業を含む）が主導し、中小企業等が共通システムを面的に導入し、データ共有・活用することでサプライチェーンを効率化する取組等を支援します。(連携体は10者まで。)

- ※幹事企業が大企業の場合、当該大企業は補助金支給の対象外。
- ※企業間連携型は、参画企業全ての事業計画の策定が必要である一方、サプライチェーン効率化型は、幹事企業が代表して事業計画を策定することが可能。

<想定される取組例（イメージ）>

- ・サプライチェーンを構成する事業者間で受発注情報や在庫情報を共有するネットワークシステムを構築し、業務を効率化
- ・生産管理システムを導入して各工場の生産プロセスを効率化

戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

令和3年度予算額 **109.0億円（131.2億円）**

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国の経済を活性化するためには、事業者の大部分を占める中小企業等を重点的に支援していくことが重要であり、中小企業等を中心とした継続的なイノベーション創出に向けた支援の強化が必要です。
- このため、中小企業等におけるイノベーションの創出を図るべく、中小企業等が産学官連携して行う研究開発や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援します。

成果目標

- 戦略的基盤技術高度化支援事業及び商業・サービス競争力強化連携支援事業においては事業終了後5年時点で以下の達成を目指します。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・売上累計額が総予算投入額の150%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上 等

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）

- 精密加工、表面処理、立体造形などのものづくり基盤技術の向上を図ることを目的として、中小企業等が、大学・公設試等と連携して行う、研究開発、その成果の販路開拓に係る取組等に対して最大3年間の支援を実施します。
- また、ものづくり中小企業のビジネスマッチングサイトである「サポインマッチ・ナビ」について、事業者同士のマッチングの機会を増やすことや展示会への出展を支援すること等を通じ、研究開発成果の事業化及び事業拡大を後押しします。

✓ 補助上限額：4,500万円

※ 3年間の総額で9,750万円、単年度で4,500万円を超えない範囲で補助を受けることが可能

✓ 補助率：原則2/3以内

(2) 商業・サービス競争力強化連携支援事業（サビサポ事業）

- 中小企業が、異分野の中小企業や大学・公設試等と連携し、革新的なサービスモデルの開発等を行う取組について、最大2年間の支援を実施します。

✓ 補助上限額：3,000万円

※ 2年度目は初年度の交付決定額を上限

✓ 補助率：1/2以内 ※AI・IoT等の先端技術活用の場合は2/3以内